

八幡浜市がんばる市民応援補助金交付要綱

〔令和 5 年 3 月 3 1 日〕
要 綱 第 4 3 号

改正 令和 6 年 3 月 2 5 日要綱第 1 2 号
令和 7 年 3 月 2 1 日要綱第 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民団体等が自主的、主体的に実施する魅力的なまちづくりに資する事業やイベント等に要する経費に対し、予算の範囲内において八幡浜市がんばる市民応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市民団体等」とは、八幡浜市内に活動場所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、ボランティア団体、実行委員会、協議会等
- (2) 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体
- (3) 地域の自治会、町内会等のコミュニティ団体
- (4) 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の産業経済団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としないものとする。

- (1) 当該事業について、市の財源による他の補助金等（やわらはま婚活サポート事業補助金を除く。）の交付を受けているもの。
- (2) 政治、宗教及び営利を目的とするもの
- (3) 公の秩序を乱すおそれのあるもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表第2に定める経費とする。ただし、事業に伴う収入がある場合は、当該収入相当額を控除することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費から除くものとする。

- (1) 市民団体等の管理運営費
- (2) 補助対象事業に密接に関わらない食糧費
- (3) その他市長が不適当と認める経費
(補助率等)

第5条 補助率及び補助金額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、市長が当該事業の内容が極めて有益であると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助対象事業の公募)

第6条 市長は、補助対象事業の公募期間を定め、市の広報紙、ホームページその他適切な方法により市民に周知し、及び公募するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市ががんばる市民応援補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

(補助事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめがんばる市民応援事業変更承認申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額を増額するとき。
- (2) 補助対象経費の総額に前条の規定による補助金の交付決定のときと比較して20パーセントを超える増減が生じるとき。
- (3) 事業内容に重要な変更が生じるとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにがんばる市民応援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにがんばる市民応援事業実績報告書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに八幡浜市がんばる市民応援補助金精算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(補助金の概算払)

第15条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、八幡浜市がんばる市民応援補助金概算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による概算払請求書を受理したときについて準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第15条第2項」と、「精算払請求書」とあるのは「概算払請求書」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、収支精算後に残金が生じた場合は、当該残金をすべて市に返還しなければならない。

(補助事業の公表)

第16条 市長は、補助事業の完了後、補助事業者の名称、補助事業の内容及び補助金の交付額を市のホームページその他適切な方法により公表する。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日要綱第12号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の八幡浜市がんばる市民応援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月21日要綱第13号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 5 条関係）

補助対象事業 ※市民団体等が自主的、主体的に企画実施する公益性を有する事業であって、当該年度内に実施するものに限る。		補助率	補助金の額
区 分	補助要件		
がんばる市民事業	魅力的なまちづくりを図る事業であること	補助対象経費の 10分の8以内	1事業につき 50万円以内
がんばるSDGs 推進事業	以下の要件を全て満たすもの ア 本市の社会課題や地域課題の解決に資する事業であり、SDGsの達成を目指す事業であること イ 市民又は団体のSDGs推進に係る意識の向上に資する事業であること	補助対象経費の 10分の10以内	1事業につき 20万円以内
がんばる恋活応援 事業	以下の要件を全て満たすもの ア 独身男女の出会いの場の創出を図る事業であること イ 独身の男女各3名以上の参加が見込まれるものであること ウ 参加者の半数以上が市内に居住または勤務していること	補助対象経費の 10分の10以内	1事業につき 20万円以内

別表第 2（第 4 条関係）

区分	主なもの
報償費	講師謝礼、イベント出演者謝礼 等
需用費	消耗品費、印刷製本費 等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料 等
委託料	会場設営委託料、警備委託料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械機器等の借上料 等
原材料費	諸材料費
その他経費	市長が特に必要と認める経費

年 月 日

八幡浜市長 様

住所
団体名
代表者名

八幡浜市がんばる市民応援
補助金交付申請書

八幡浜市がんばる市民応援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり事業を実施したので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業の種類

（ ）ががんばる市民事業 （ ）ががんばるSDGs推進事業 （ ）ががんばる婚活応援事業

2 事業名

3 事業の目的及び内容

がんばる市民応援事業計画書（別紙）のとおり

4 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 補助事業に要する全経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

5 添付資料

- (1) 収支予算書
- (2) 支出の根拠となる見積書等
- (3) 市民団体等の定款、規約その他これに準ずる書類（任意団体の場合、別途指示する。）
- (4) 市民団体等の構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

がんばる市民応援事業計画書

年 月 日

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

連 絡 先 TEL _____ FAX _____

1. 事業の種類 いずれか1つに○を記入してください。	() がんばる市民事業 () がんばる恋愛応援事業 () がんばるSDGs推進事業
2. 事業名	
3. 期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4. 目的 事業を行う目的を記入してください。	
5. 内容 ※以下の項目について審査しますので、それを踏まえた上で記入をお願いします。 ①補助金の公益性 ②八幡浜市らしさ ③時代性・社会情勢・市民ニーズの把握 ④先駆性・独創性 ⑤目的・目標、計画の妥当性	
6. 効果 この事業を行うことにより、 どういった効果が見込まれますか。 ※「がんばるSDGs推進事業」は、関連する目標を全て記入してください。	

収支予算書

○ 収入の部

(単位：円)

区 分	合計額 (A) + (B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	備 考
市補助金				
計				

○ 支出の部

(単位：円)

区 分	合計額 (A) + (B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	備 考
計				

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所
団体名
代表者名

がんばる市民応援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業の内容を下記のとおり変更したいので、八幡浜市ががんばる市民応援補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 補助対象事業の類型

() ががんばる市民事業 () ががんばるSDG s推進事業 () ががんばる婚活応援事業

2 事業名

3 変更の理由

4 変更の内容

5 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

6 変更事業計画書

がんばる市民応援事業計画書（別紙）のとおり

※ 様式第1号の収支予算書を添付することとし、変更内容が分かるように、変更部分を2段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

団体名

代表者名

がんばる市民応援事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業を下記のとおり中止（廃止）
したいので、八幡浜市がんばる市民応援補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

1 補助対象事業の種類

☐ がんばる市民事業 ☐ がんばるSDGs推進事業 ☐ がんばる婚活応援事業

2 事業名

3 中止(廃止)の理由

4 中止の期間(廃止の時期)

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所
団体名
代表者名

がんばる市民応援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業を 年 月 日付けで完了しましたので、八幡浜市ががんばる市民応援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の種類

() ががんばる市民事業 () ががんばるSDGs推進事業 () ががんばる恋活応援事業

2 事業名

3 補助事業に要した経費及び補助金額

(1) 補助金交付決定額	円
(2) 補助事業に要した全経費	円
(3) 補助対象経費	円
(4) 補助金請求予定額	円

4 事業の成果

5 事業期間 年 月 日～ 年 月 日

6 添付資料

(1) 収支決算書
(2) 領収書等（写）
(3) 写真
(4) その他市長が必要と認める書類

收支決算書

○ 収入の部

(単位：円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)			差 引 (A)－(B)	備 考
			対象経費	対象外経費		
市補助金						
計						

○ 支出の部

(単位：円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)			差 引 (A)－(B)	備 考
			対象経費	対象外経費		
計						

年 月 日

八幡浜市長 様

住所
団体名
代表者名

八幡浜市がんばる市民応援
補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助金について、八幡浜市
がんばる市民応援補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

内 訳

補助金確定通知額 金 円
受領済額 金 円
今回請求額 金 円

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義 人	

年 月 日

八幡浜市長 様

住所
団体名
代表者名

八幡浜市がんばる市民応援
補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助金について、八幡浜市
がんばる市民応援補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

内 訳

交付決定額	金	円
受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義 人	